

進級卒業の認定基準及び評定値算定基準（昼間課程）

1 進級及び卒業の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 各学年ともに、各課目の授業時間数の 3 分の 2 以上（実習においては 5 分の 4 以上）の出席をしなければならない。
- (2) 中間試験及び期末試験において、必修課目、選択課目とも 100 点満点中 60 点以上を合格とする。
- (3) 中間試験及び期末試験において 60 点に満たない課目については、追試験を行い 60 点以上を合格とする。なお、追試験において 60 点以上であっても、素点は 60 点とする。
- (4) 追試験において不合格となった課目については、特別補習授業を受けることができる。その合否は、学習の成果を総合的に勘案して決定する。この場合の合格点は、60 点とする。
- (5) 特別の事情で単位充足が困難な場合は、相当の補講（補習授業）を行うことができる。ただし、補講における学習成果の認定は、認定会議で行う。

2 学籍簿の表記は、次のとおりとする。

- (1) 「試験」欄には、各学期の中間試験及び期末試験の素点の平均を記載する。この場合において、平均点は小数点第 1 位を切り捨てとする。
- (2) 「評定」欄、「学習の所見」欄及び「行動の所見」欄は、下記 3 の「学籍簿の評定の算定基準」に準じて表記する。

3 学籍簿の評定の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 評定は 5 段階とし、「5、4、3、2、1」と表記する。
- (2) 中間試験及び期末試験において 60 点以上の者の評定については、下記のとおりとする。ただし、授業態度を加味する。

素点	評定
100 点 ～ 90 点	5
89 点 ～ 76 点	4
75 点 ～ 60 点	3

- (3) 中間試験及び期末試験において 60 点に満たなかった赤点者その他の評定については、下記のとおりとする。

素点等	評定
試験で 59 点以下、追試合格者（年間追試回数合計 1 回）	3
試験で 59 点以下、追試合格者（年間追試回数合計 2 回）	2
試験で 59 点以下、追試不合格・特別補習授業点数（60 点）	2
試験で 59 点以下、追試・特別補習授業不合格	1（不認定）

(4) 進級及び卒業の認定会議資料における「学習の所見」は、A、B又はCで判定する。

内容	判定
学習意欲・作品の完成度	A～C

(5) 進級及び卒業認定会議資料における「行動の所見」は、A、B又はCで判定する。

ア 実習以外の課目・コース制授業は、下記のとおり出席率で換算した欠課時数で判定する。

	出席率	欠課時数			
		年間 30 時間課目	年間 60 時間課目	年間 90 時間課目	年間 180 時間課目
履修課目等	1年	衛生管理・化粧品 化学・文化論・エ ステ・着付・福祉 美容・ビジネスマ ナー	保健・美容技術理 論・デッサン・メ イク・ネイル		
	2年	法規・保健・化粧 品化学・文化論・ 運営管理・エス テ・メイク・着 付・美容総合	衛生管理	美容技術理論	コース制の授業
A	90%以上	3時間以内	6時間以内	9時間以内	18時間以内
B	89%～80%	4時間～6時間	7時間～12時間	10時間～18時間	19時間～36時間
C	79%～66%	7時間～10時間	13時間～20時間	19時間～30時間	37時間～60時間

イ 美容実習は、下記のとおり出席率で換算した欠課時数で判定する。

	出席率	欠課時数	
		1年 510 時間	2年 390 時間
A	92.7%以上	37 時間以内	28 時間以内
B	92.6%～83.5%	38 時間～84 時間	29 時間～64 時間
C	83.4%～80%	85 時間～102 時間	65 時間～78 時間

ウ 上記ア及びイにおける判定「A、B及びC」は、授業態度を加味した上での判定とする。

(6) 「学習の所見」及び「行動の所見」の判定が次の場合、成績の評定は下記のとおりとする。

学習の所見	行動の所見	評定の変動
A	A	1段階上がる
C	C	1段階下がる

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月入学生から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 29 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この基準は、令和元年 6 月 20 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。